五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制

公 章

森

はじめに

めて五世紀の倭国の支配体制について私案を整理してみたいと思う。 交と内政について検討を加えた。これは「日本史リブレット 人」のシリーズの一冊として企画されたもので、「人をとお 人の役割」、「「治天下大王」の成立」などの節を設け、倭王権の成長過程と支配組織構築のあり方にも触れているが、改 の成長と大王号の成立」の章では「府官制的秩序の導入」、「金石文にみる地方豪族との関係」、「宮廷組織の整備」、「渡来 して時代をよむ」のが主眼であり、記紀の伝承にも倭の五王の姿を探り、五世紀の歴史を通観しようとしている。「王権 私は先に『倭の五王』(山川出版社、二〇一〇年)なる小著を刊行し、『宋書』倭国伝に登場する五世紀の倭の五王の外

紀前半の加耶地域をめぐる百済と新羅の抗争への介入のための瀬戸内海航路確保に関連した凡直国造制の存在を指標とし た上での論述は行っていない。記紀によると、神武紀の葛城国造や部、成務記紀には全国的な国造・県主の任命が記され、 かし、近年では国造制の成立時期については、西日本では五二七~八年の磐井の乱平定による地方豪族の服属完了と六世 かつては国造制・部民制や屯倉制は倭王権成立当初から、少なくとも五世紀には存在した地方制度と考えられていた。し 当該期の様相に関しては、四~七世紀の外交史的通観やその他の小文で適宜私見を示しているが、各々の史料を解析し

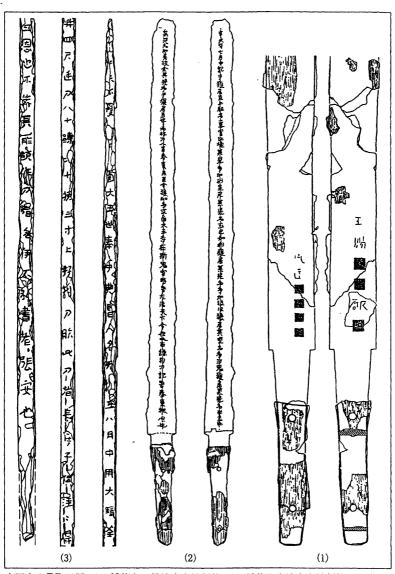
なっている。 ⁽²⁾ 海道・使」観・東方海浜諸国境・、遣・阿倍臣於北陸道・使」観・越等諸国境・」によって、六世紀後半と考える見解が有力に 欽明三十一年五月条など)と『書紀』崇峻二年七月壬辰条「遣…近江臣満於東山道・使」観:蝦夷国境:、遣…宍人臣鴈於東 て、六世紀中葉頃、東日本では六世紀中葉の地方豪族服属記事の存在(『書紀』安閑元年四月癸丑条・閏十二月是月条、

り六世紀以降に展開するものであった。 については、国造の服属や部民制による貢納の拠点として設置されるものであり、記紀の六世紀以前の畿内屯倉設置記事 と推定されることなどから、倭国の部民制も六世紀前半~中葉、欽明朝頃に成立したものと考えることができる。 は七世紀の推古朝の開発と屯倉設定を反映させたもので、確実な屯倉の初見は磐井の乱後の糟屋屯倉とされるので、 のは欽明子女からであること、「部」称の由来と見なされる百済の二十二部司制が整備されるのが五世紀末~六世紀初頃 と目され、 部民制に関しても、「部」 称の確実な初見史料は六世紀半ば~後半の島根県松江市岡田山一号墳出土大刀銘の 「額田部臣」 額田部臣は欽明子女の額田部皇女(推古)に関係するもので、皇子女の名前に部称と関連する呼称が出現する 屯倉制 やは

世紀の倭王権はどのような統合形態をとっていたのであろうか。以下、国造制、 交、それが六世紀前半の加耶諸国滅亡、「任那日本府」(「在「安羅「諸倭臣等」)崩壊により、倭王権に一元化される様子 をふまえて、私は六世紀にこそ倭王権による全国支配体制の確立、 こうした知見に依拠して、五世紀における二重身分、 地方豪族の独自の外交権行使に基づく朝鮮半島諸国との多元的通 中央集権体制への胎動があったと見ている。 部民制や屯倉制に先行する五世紀の地方 では、五

との照合、金石文などに依拠すべきものと考える。これらは断片的な内容で、全体像の復原が難しいので、記紀を積極的 六世紀以前の記紀の記載には全幅の信頼が置き難いところがあり、当該期の検討はまず外交関係記事と朝鮮・中国史料 豪族統治の実態を考究することにしたい。

に活用した方途を模索すべきだとする立場もあるが、やはり基軸を維持するのが困難であると思われる。特に今回は表題 の刀剣銘文について私見を示すことを軸に、五世紀の支配体制という全体像を明らかにすることに努めてみたい。



金石文の見取り図 (1) 稲荷台 1 号墳出土鉄剣銘, (2) 稲荷山古墳出土鉄剣銘, (3) 江田 船山古墳出土大刀銘(森公章『東アジアの動乱と倭国』による。)

μy

図1 銘文刀剣の見取図

=振三寸上好□刀服此刀者長壽子孫洋々得□思也不失其所統作刀者名伊太□書者張安也 [和カ]

述のb・cによる倭王武の人物比定と倭の五王の系譜関係を考慮すると、倭王済=記紀の允恭天皇に比定するのが有力説 訪れる旨の吉祥句を刻んでいるのではないかと推定される。表面の「王賜」は裏面より二文字分上げられた字配りで、 がこの剣を下賜するので、敬んで支配領域の安寧を保つように命じる内容、裏はこの廷刀(剣)を所持する者には幸いが 列島内の東・西への倭王権の広がりを裏付ける材料になる。aの「王賜」銘鉄剣は五世紀中葉のものと考えられ、 祖禰躬擐 甲冑 、跋 渉山川 、不」遑 寧処 。 東征 毛人 五十五国、西服 衆夷 六十六国、渡平 海北 九十五国」という、 頭という敬意を示す方式がとられている。「王」は「王」と記すだけでわかる人物であるから、倭王権の王と解され、 a・bは関東地方、 cは九州の古墳から出土したもので、『宋書』倭国伝に掲載された倭王武の上表文の一節、 「白」昔 表は王

読すべきかという読み方で説明されているが、既に指摘されているように、銘文中の固有名詞や尊称的呼称である「足尼」(②) 度出てくる人名にいちいち「臣下」の意を添えるのも不審であるから、字形からは「巨」と判読可能とする説を支持した 「乎獲居巨」の「巨」は「臣」と釈読するのが有力説で、これをカバネのオミ(臣)と読むか、「臣下」の意味でシンと音 (宿禰)、「獲居」(別か)などは一字一音で表記されているので、これをカバネのオミ(臣)を解するのは難しく、また二 bの「辛亥年」は五三一年とする説もあるが、古墳の年代や以下の銘文の読解を併考すると、四七一年と見るのがよい。

した上で、「世々、杖刀人の首と為り、奉事し来りて今の獲加多支鹵大王に至る。 侍りて(寺=朝廷の意と解する説もある)、 bは「辛亥の年(四七一)七月中記す。乎獲居巨」で始まり、上祖オホヒコからヲワケコに至る系譜を示

王の世、典曹に奉事せし人、名无利弖、八月中、大鐵釜を用い、四尺の廷刀を并わす」と判読できるようになった。 歯大王」(復=丹比の柴籬宮の瑞歯別尊)などと釈読されていたcも、「天の下治らしめしし獲□□□鹵(ワカタケル)大 て、ワカタケルを「獲加多支鹵」と表記したことがわかったので、従来は反正天皇(瑞箘別尊)に比定され、「復□□□ そのうちの一文字を用いた名乗りと理解されるので、倭王武=大泊瀬幼武尊(雄略天皇)=ワカタケル大王となる。 斯鬼宮に在る時、 いると言える。ここに登場するワカタケル大王は記紀の雄略天皇の名前大泊瀬幼武と合致し、『宋書』倭国伝の倭王武は 吾、天下を左治し、此の百練の利刀を作さしめ、 吾が奉事の根原 (源)を記す也」という内容を記して

るのが一般的である。 渡来人であり、 当時の倭国の人々の人名には「名」という注釈が不可欠と感じられたためであろう。とすると、hの銘文作者もこうした ており、この大刀所持者のために作刀されたことが知られ、文中のムリテは九州の豪族で、作刀主体かつ古墳被葬者と見 人と目される。cでムリテ・イタワのみに「名」という説明が付されているのは、中国的な姓名を有する張安にとって、 れる。cの「書者張安」は『宋書』倭国伝に倭王讃の遣使として登場する司馬の曹達と同様、倭王権に仕えた中国系渡来 以上がa~cの基本的解釈であるが、a・cは銀象嵌、bは金象嵌で、いずれも倭王権の朝廷で製作されたものと思わ 初期の倭国の漢字文化は彼らに依存するところが大きかったと考えられる。c後半部には吉祥句が記され

からヲワケコまで八代の間、「世々」=倭王権の王の「世々」、杖刀人首として奉事してきたとあり、三世紀中葉に遡る系 関東地方に下向した(つまり被葬者と同一人物)とする説も呈されている。bによると、ヲワケコの一族は上祖オホヒコ ある)につながる系譜を称するので、中央豪族で、被葬者に刀を与えた者と見る説があり、さらに中央豪族であった者が (孝元紀では孝元天皇の子で、「是阿倍臣・膳臣・阿閇臣・狭狭城山君・筑紫国造・越国造・伊賀臣、凡七族之始祖也」と ところが、bのヲワケコに関しては、これを古墳被葬者、つまり関東の豪族と見る説と、 上祖オホヒコ=記紀の大彦命

結という手法も知られているが、(ほ) 豪族と見るのは難しく、中央豪族と解する説に左袒したい。後代の系図では始祖部分には架上や宗家的氏族の系譜への連(ឯ) 譜意識が成立していたことになる。この点については、この時点で地方豪族がこのような安定した奉事の伝承を有してい たか否か疑問であり、 また稲荷山古墳が埼玉古墳群の中で最初に築造された古墳である点を考慮すると、ヲワケコを地方 bは初源的な文章系譜であり、この時点でヲワケコが有していた系譜意識を記している

ものと考えておきたい。

群の後続する二子山古墳・鉄砲山古墳・瓦塚古墳にも採用されており、むしろ畿内の古墳とは異なる在地性豊かな特徴を 有しているとする意見もあり、この立場では逆にヲワケコ=武蔵の地方豪族説を裏付ける証左と評価されることになる』 にも墳丘造出しに対応する方形の造出しがある)を有する由来を解く意見も示されている。しかし、この墳形は埼玉古墳 出仕して杖刀人として奉仕した者に鉄剣を下賜する事態は全く想定できないのであろうか。 古墳築造方法の位置づけは保留したいが、ヲワケコ=中央豪族説に依拠して、杖刀人首たるヲワケコが関東から倭王権に され、稲荷山古墳が埼玉古墳群の中で最初に築造されたもので、畿内との関係で特異な墳形(長方形状の二重周濠、 ここからヲワケコは中央豪族であったが、何らの事情で北武蔵に下向して死去し、稲荷山古墳に埋葬されたとする説が呈 では、こうした自らの系譜を記したものを他人に渡し、その他人がそれを大切にするということがあるのであろうか。 中堤

阿倍氏が中央で活躍するのは『書紀』宣化元年二月壬申朔条で阿倍臣大麻呂が大夫になって以降のことと考えられるとい (阿閇) 那許士別命が膳臣の祖と記されているのが古い伝承を反映していると思われる。これらのうち、阿倍氏は元来伊賀国阿拝 を含む計七氏族の祖とされているが、これには架上があり、『古事記』孝元段に大彦命の子建沼河別命が阿倍臣、 ヲワケコの上祖オホヒコ=大彦命は上掲孝元紀によると、阿倍臣・膳臣の他に、伊賀・近江・越・筑紫などの地方豪族 郡を本拠として豪族で、五世紀後半になって大和国の阿倍の地 (奈良県桜井市阿部) に進出したものであるらしく、 比古伊

したがって大彦命の本来の後裔氏族は膳臣ではないかと指摘されるところである。(ユタ)

d『書紀』景行五十三年十月条

膳臣遠祖名磐鹿六鴈、以_蒲為-手繦-、白蛤為_膾而進_之。故美--六鴈臣之功--、而賜--膳大伴部--。 至 上総国 、従 海路 渡 淡水門 。 是時間:覚賀鳥之声、 欲」見 其鳥形 。 尋而出 海中 仍得. 於」是、

e 『本朝月令』所引「高橋氏文」逸文景行五十三年十月条

(上略) 爾時磐鹿六獦命申《、六獦令 料理 《将 供奉 『白』、遣 喚無邪志国造上祖大多毛比・知々夫国造上祖天上腹 置天副賜戈。又此行事者、大伴立雙天応二仕奉一物『在『勅天、日竪日横陰面背面『諸国人『割移天、大伴部『号天、 磐鹿六獦命 。又諸氏人東方諸国造十七氏,枕子各一人令」進步、平次比例給,依賜之。(下略) ワ八十連属☞遠々長々、天皇ff天津御食ff、斎忌取持テ仕奉ff負賜デ。 則若湯坐連等始祖物部意富売布連ー婦大刀ff令」脱 天下腹人等、 為,膾及煮燒,、雑造盛人、(中略)大倭国者以,行事,負」名国命和。磐鹿六獦命派、朕平王子等與阿禮子孫 賜於

f『書紀』安閑元年四月癸丑朔条

内膳卿膳臣大麻呂、奉」勅、遣」使求 珠伊甚 。伊甚国造等詣」京遅晩、踰」時不」進。 入罪:、当_科重。謹専為:皇后:献:伊甚屯倉:、請_贖:闌入之罪:。因定:伊甚屯倉:。今分為_郡属:上総国 推,問所由。。国造稚子直等恐懼、逃,匿後宮内寝。。春日皇后不」知直入、驚駭而顚、 膳臣大麻呂大怒収:縛国造等:、 慚愧無¸已。稚子直等兼坐·闌

膳大伴部である可能性も指摘されている。また大彦命=膳臣祖説では、bの系譜の第二代のタカリノスクネや第三代のテ語大伴部である可能性も指摘されている。また大彦命=膳臣祖説では、bの系譜の第二代のタカリノスクネや第三代のテ ヨカリワケ い、e・fによると、膳臣は東国の国造を役使しており、東国とのつながりが深い。駿河以東の東国に分布する大伴部は 膳臣の祖はd・eの磐鹿六鴈命とされ、景行記紀の東国行幸に供奉し、調理の功績によって膳大伴部を賜与されたとい (『本朝皇胤紹運録』に大彦命の子建詔河別命の子に「豊韓別命〈穂積氏、安部氏、 阿閑臣、 伊賀臣等七族遠

巴提便のように百済に派遣されて軍事面で活動する話、同三十一年五月条の膳臣傾子の場合は高句麗使の饗客という外交 的役割に従事する一方で、崇峻即位前紀では蘇我馬子に味方して、物部守屋追討に参戦しており、 臣長野が宍膾を作り、宍人部が設置された記事など、食膳の奉献で活躍する例も多いが、欽明六年三月・十一月条の膳臣 桜花を見つけたので、稚桜部造を賜姓され、また膳臣余磯も稚桜部臣を与えられたとある)、雄略二年十月丙子条では膳 履中三年十一月辛未条に膳臣余磯が磐余稚櫻宮に近侍して酒を献じた話(eと同じく、物部氏の者もともに近侍しており、 祖也〉」と見える)などに、磐鹿六鴈命と共通する「カリ」を含む名辞が見えることにも注目されるとする。 膳臣は 『書紀』 やはり軍事力を兼備し

房地域を含む上総国からは鰒が貢進されているので、それに関連したものか)献上命令は、大王が直接指示しているので 参した国造らを譴責するのも膳臣の役割になっている。つまり、 はなく、「内膳卿」である膳臣大麻呂を介して下達されたものであって、珠貢上の直接の責任者は膳臣であったので、遅 こうした膳臣の性格とともに、fに窺われる倭王権の支配構造にも留意したい。即ち、fでは伊甚国造に対する珠 安

ていた様子が看取される

大王———内膳卿膳臣大麻呂——伊甚国造稚子——(伊甚屯倉)

という関係で、こうした事例は『書紀』宣化元年五月辛丑朔条の那津官家設置に際する穀運送にも見受けられる。

蘇我氏と尾張氏には系譜的つながりはなく、蘇我氏が「本居」と称する(推古三十二年十月癸卯朔条) 葛城の地におけ

五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制

九

宣化の即位に伴う尾張氏の畿内における拠点の獲得という地縁的関係くらいしか想起できないが、「天孫本紀」に十一世 とになり、これは六世紀以前からの様態を反映するものと考えられよう。 豪族に対してはそれぞれに関係の深い中央有力豪族が介在して指示を伝達し、各地域の豪族が執行するしくみであったこ 孫物部竺志連公の子孫とある新家連と物部氏、同じく大彦命の子孫とされる阿倍臣と伊賀臣には系譜的関係も存した。し たがって倭王権の大王はその基盤となる畿内に関する事柄は管掌者に直接指示することができるものの、畿外、即ち地方 る高尾張邑の存在 (神武即位前紀戊午年九月戊辰条)、即ち継体大王の倭王権継承、尾張連草香の女目子媛所生の安閑・

o 『書紀』 天智三年二月丁亥条

天皇命:大皇弟:、宣-増:換冠位階名-及氏上、民部・家部等事-。其冠有-廿六階:。 小氏之氏上賜 小刀 、 其伴造等氏上賜 :干楯弓矢 。 亦定 :其民部・家部 。 (中略) 其大氏之氏上賜 大刀、

系譜と奉事根源を記した鉄剣を賜与することで、杖刀人首―杖刀人の関係を通じて、杖刀人の奉事を確認する効果を期待 したのではないだろうか。こうした職位確認に伴う武器の賜与はgの甲子宣に事例がある。またeによると、景行は磐鹿 そうすると、bのヲワケコは中央豪族で杖刀人首の地位にあり、東国から上番して杖刀人になった者を指揮し、 自らの

六鴈命の職位確認のために、同じく随従していた若湯坐連の祖物部意富売布連の佩大刀を賜与しており、磐鹿六鴈命は自

雄略朝は伊勢神宮奉祀の開始や倭王権の東国進出の上でも画期になると考えられており、埼玉古墳群で最初の築造者であ 間に介在する中央有力豪族による関係確認方法は不明であり、bの理解を裏付ける補強材料ではないかもしれない。ただ、 る新興の武蔵の豪族との関係確立、代々の倭王に遡る関係意識の植え付けのためにも、 分と全く関係のない大刀を所持することになっている。これらはいずれも大王からの賜与で、上述のような地方豪族との bのような鉄剣を賜与することが

必要であったと思われるのである。

ら検討するために、次に『宋書』倭国伝や記紀など日本側の諸文献に窺われる王権と地方豪族の関係全般を考究すること 以上、 a~cの銘文刀剣の読解に関連して、特に課題の多いbについて私見を整理した。その理解の当否を別の角度か

二 倭王権と地方豪族の関係

にしたい。

て冊立を求めた様子が知られる。 『宋書』倭国伝によると、五世紀の倭国には讃・珍・済・興・武の五人の王、倭の五王がおり、 その通交の様態を年表風にまとめると、次の如くである。 中国南朝の宋に朝貢し

5二一年 倭讃…宋に遣使、除授あり

四二五年 讃…司馬曹達を派遣

四三〇年 (倭王の遣使)《文帝本紀》

四三八年 珍…自称「使持節都督倭・百済・新羅 任那・秦韓・慕韓六国諸軍事、 安東大将軍倭国王」→除正

将軍倭国王」。倭隋ら十三人の平西・征虜・冠軍・輔国将軍号の除正を求める

四四三年 済…除正「安東将軍倭国王」

四五一年 済…加除 「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事」二十三人の軍・郡を除正

四六二年 興…除正「安東将軍倭国王」

四七八年 武…自称 正「使持節都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、 「使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大将軍倭国王」 安東大将軍倭王」。「竊自仮開府儀

こと、これが府官制的秩序を導入する眼目になる。倭国の場合は府官としては讃の時の司馬の曹達が知られるだけで、珍(3) がかりとしたい。 名が記されていない。そこで、もう少し史料が豊富な高句麗・百済のあり方を参照しながら、倭国の国内情勢を考える手 の時の十三人の将軍号除正、済の時の二十三人の軍・郡 将軍号をてこに、下位の将軍との上下関係の明確化や府官の任命による官僚組織編成を推進し、国内統治体制を強化する 号を賜与されていた。将軍は幕府を開き、幕府を構成する官人、即ち府官を任命することができたので、この中国王朝の ける宮廷組織生成の問題を検討する。倭の五王、あるいは朝鮮諸国の高句麗王や百済王は中国南北朝との通交の際に将軍 ここでは当時の倭王権の構造的特質や地方豪族との関係を考えるために、まず府官制的秩序の導入と東アジア諸国にお (将軍号と郡太守号)除正が判明するが、倭隋以外には具体的人

除正を求めた事例はなく、高句麗が府官制的秩序そのものを国内秩序形成に導入していた様子は窺えない。 であって、府官としての実質的な職務を伴うものではないと解されている。確かに高句麗には中国との通交で臣下の官爵 中国風の職位については、これを虚号と見るのが有力な見解で、『宋書』高句麗伝に見える長史も外交使節としての称号 兄左将軍龍驤将軍遼東太守使持節東夷校尉幽州刺史」という肩書の二人の亡命中国人の事例が注目される。彼らが有する② 夷校尉楽浪相昌黎玄菟帯方太守都郷侯」、徳興里壁画古墳墓誌(某氏鎮墓誌、永楽十八年(四○八))の「建威将軍国小大 まず高句麗に関しては、安岳三号墳墓誌(冬寿墓誌、東晋・永和十三年(三五七))の「使持節都督諸軍事平東将軍撫

使用されており、 のであった。また安岳三号墳墓誌では東晋年号を用いているのに対して、徳興里壁画古墳墓誌では広開土王の永楽年号が 但し、冬寿が楽浪相を名乗るのは、高句麗王が楽浪公の官爵を得ていたことと関係があり、その臣僚たることを示すも 高句麗の国内統制が進展している様子が看取できる。鎮は中国風の将軍・郡太守号とともに、高句麗の

表1 百済王配下の王・侯と府官

久爾辛王 5 年(景平 2 = 424)〔『宋書』百済伝〕 長史 張威

毗有王 24 年 (元嘉 27 = 450) [『宋書』 百済伝]

臺使 馮野夫→西河太守

蓋鹵王4年(大明2=458)[『宋書』百済伝]

行冠軍将軍右賢王 余紀→冠軍将軍

行征虜将軍左賢王 余昆→征虜将軍

行征虜将軍 余暈→征虜将軍

行輔国将軍 余都→輔国将軍

行輔国将軍 余久→輔国将軍

行龍驤将軍 沐衿→龍驤将軍

行龍驤将軍 余爵→龍驤将軍

行寧朔将軍 余流→寧朔将軍

行寧朔将軍 糜貴→寧朔将軍

行建武将軍 于西→建武将軍

行建武将軍 余婁→建武将軍

蓋鹵王 18 年 (延興 2 = 472) [『魏書』 百済伝]

冠軍将軍駙馬都尉弗斯侯長史 余礼

龍驤将軍帯方太守司馬 張茂

東城王8年(永明8=490)[『南斉書』百済伝]

寧朔将軍面中王 姐瑾〔→〕行冠軍将軍都将軍都漢王→冠軍将軍都将軍

建威将軍八中侯 余古〔→〕行寧朔将軍阿錯王→寧朔将軍

建威将軍 余歴〔→〕行龍驤将軍邁盧王→龍驤将軍

廣武将軍 余固〔→〕行建威将軍弗斯侯→建威将軍

行建威将軍廣陽太守兼長史 高達→建威将軍廣陽太守

行建威将軍朝鮮太守兼司馬 楊茂→建威将軍朝鮮太守

行宣威将軍兼参軍 会邁→宣威将軍

東城王17年(建武2=495)[『南斉書』百済伝]

行征虜将軍邁羅王 沙法名→征虜将軍

行安国将軍辟中王 贊首流→安国将軍

行武威将軍弗中侯 解礼昆→武威将軍

行廣威将軍面中侯 木干那→廣威将軍

行龍驤将軍楽浪太守兼長史 慕遺→龍驤将軍

行建武将軍城陽太守兼司馬 王茂→建武将軍

兼参軍行振武将軍朝鮮太守 張塞→振武諸軍

行揚武将軍 陳明→揚武将軍

※〔→〕・「行」は仮授、→は除正を示す

なお、 れ(大兄・大使者などの官位、 なく、 麗王の冊封号を前提とする府官制に基づく秩序構築が有効であったこともまちがい 十三等官位 五世紀代と考えられる牟頭婁墓誌には高句麗人の中級貴族一族の動向が知ら 同時に高句麗独自の官位制度の中に編入する努力も払われていたのである。 高句麗には多くの亡命中国人が仕えており、 制 の官名 **国** 「小大兄」 は第七等の大兄か) 彼らを統制するためには高句 を称していることにも注

形成を図っていたことが窺われる。 書』百済伝に う特色が存する。 与されているのに対して、 導入されていたと考えられる。百済の中国的官爵取得の状況は、将軍号が全員に授(3) 対中国外交は百済の方が先行しており、 在来の高句麗人をともに支配機構の中に取り込み、 次に百済の場合は、史料上の府官の初見は四二四年と、倭国よりも後出であるが |国中大姓有:八族 。 即ち、百済王が王・侯を仮授したのは、 王侯号と太守号はその対象が截然と区分されているとい 北扶余方面の防衛など)、 沙氏、 むしろ倭国よりも古くから府官制的秩序が 燕氏、 刕氏、 独自の十三等官位制による秩序 解氏、 高句麗では亡命中国人と 余姓を称する王族や 貞 (真ヵ) 氏、 玉 氏 隋

表2 宋の将軍号官品表

第一品 大将軍/諸位従公 第二品 特進/驃騎、車騎、衛将軍/諸大将軍/諸持節都督

れ

この両者は除正申請の際にも明確に区別されており、 も府官を帯して中国系の姓を持つ人物で占められている。

四

「九五年の事例では上表自

外交使節として南朝に派遣されており、

四七二年の弗斯侯長史余礼を除くと、

いず

一方、太守号を仮授された者たちは

木氏、苩氏」とある大姓八族の人々であった。

|散騎常侍/四征、四鎮、中軍、鎮軍、撫軍将軍 || 四安、四平、左・ 第三品 ・後、征虜、

二衛、驍騎、遊撃、四軍将軍/左・右中郎将/五校尉/ 第四品 五武将軍/四中郎将/刺史領兵者/戎蛮校尉/御史中丞/郷侯

散騎侍郎/謁者僕射/三将/積射、疆弩将軍/鷹揚、折衝、軽車、揚烈、

第五品 凌江将軍/刺史不領兵者/郡国太守 内史相/亭侯

による秩序構築に依存する段階であったことがわかるのである。 階層を一元的に秩序づける上で大きな機能を果すものと位置づけることができる。つまり百済では、王に対して一定の自 体が二つに分けられていた(『南斉書』百済伝)。双方に授与されている将軍号は、 す太守に任じるという二重構造が看取され、既に独自の官位制が萌芽していた高句麗と比べると、 立性を有する王族・有力貴族を封建的な王・侯に、王の臣僚としての性格が強い中国系の府官層を官僚制的地方支配を示 王侯層と府官層に分かれている政治的 なお中国官爵・府官制

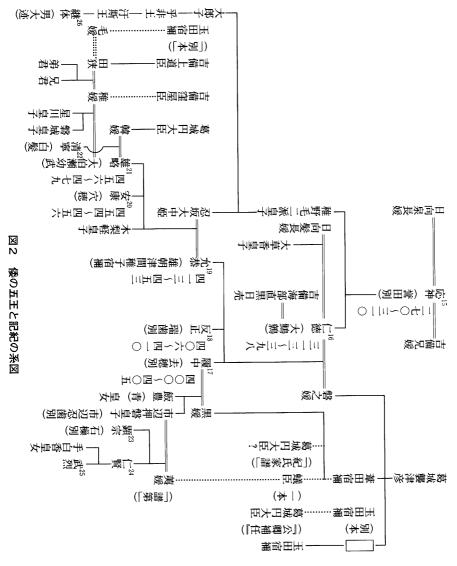
は倭王と同じく「倭」姓を名乗っており、百済王配下の王・侯と同様、王と同族または同程度の者が王権を補佐する構造は倭王と同じく「倭」姓を名乗っており、百済王配下の王・侯と同様、王と同族または同程度の者が王権を補佐する構造 平将軍の一つ)とは僅かに一階の差であり、そこに当時の倭国の王権の性格が反映されていると見ることができる。 はあるが、上位の将軍号であり、 が、王侯号は存在しなかった。四三八年の倭王珍が得た安東将軍号(四安将軍の一つ)は倭隋らの将軍号と同じ第三品で では、倭国の場合は如何であろうか。倭国は臣下に対して将軍号・郡太守号除正を申請しており、 倭王が国内秩序を統制する地位にあることを明示している。但し、 倭隋の平西将軍 百済のあり方に近い 回

であったと推定される。

い点、 王位継承に際して兄弟または王族間で争いが起きたり、一人の女性をめぐって一方が殺害されたりする話が散見しており 料に基づく修正紀年によって、応神~反正が讃・珍の比定候補であることは認めねばならない。当該期の記紀の記述では、 倭王武=大泊瀬幼武尊 は確実性が高いが、讃・珍については比定が定まらず、『宋書』倭国伝では讃・珍と済・興・武の関係が明示されていな (『書紀』仁徳即位前紀、仁徳四十年二月条、履中即位前紀、安康元年二月戊辰朔条、雄略即位前紀、清寧即位前紀など)、 倭の五王と記紀の天皇との同定はなお問題が残るが 一系統の王統か二系統の並立かという問題を含めて、保留しておきたい。但し、『書紀』の対外関係記事や外国史 (雄略天皇) =ワカタケル大王を手がかりに考えると、興は安康、済は允恭に比定され、ここまで (記紀の在位年代と倭の五王の遺使年次は必ずしも合致しない)、

る系譜関係を示している。

の紀年による在位期間。括弧内は和風諡号を示す。系図の点線は『日本書紀』本文とは異な※倭の五王の名前の右下の数字は宋に遺使した西暦年。記紀の天皇名の右下の数字は『日本書紀』



一六

済のような王侯層と府官層の区別は窺われないが、人数の点では表1の百済よりも多く、より複数の有力勢力が王権を支 倭国の支配層内部の拮抗状況が看取できる。また倭王珍は十三人、済は二十三人の官爵除正を申請しており、ここには百

h『書紀』神功五年三月已酉条 える構造であったと指摘される所以である。

(上略) 襲津彦使」人、令」看・病者・、 既知」欺而捉:新羅使者三人:、納:檻中・以」火焚而殺。 乃詣 新羅 、次 于蹈鞴

津 、抜 草羅城 還之。是時俘人等、今桑原・佐糜・高宮・忍海、 凡四邑漢人等之始祖也。

- 『書紀』応神十四年是歳条

弓月君自·百済·来帰。 彦 而召 弓月之人夫於加羅 。 然経 三年 ・而襲津彦不」・来焉。 (→応神十六年八月条で平群木菟らを派遣し、帰還・到来) 因以奏之曰、己国之人夫百廿県而帰化。 然因 新羅人之拒 、皆留 加羅国。 **爱遣** 葛城襲津

記紀によると、この時期には葛城氏が代々の王后を輩出しており、その伝承的な始祖である葛城襲津彦は朝鮮諸国との

を裏付けるものである。記紀にはまた、仁徳天皇が吉備の兄媛または吉備海部直の女黒媛や日向の諸県君の女髪長媛など(※) 渡来人を配下に収め、先進文物・人材を優先的に獲得して、農業生産技術や手工業生産などの面で倭王権を主導する様相 置記事になる。葛城氏が本拠とする大和盆地西南部には南郷遺跡群や名柄遺跡・鴨都波遺跡が検出されており、これらは 通交にも活躍している。h・iでは葛城氏が渡来人の掌握に意を払っていたことが看取され、hが『書紀』での渡来人初

,『書紀』雄略七年八月条

地方有力豪族の女と結婚する話があり、倭王権を構成する地方豪族も重要であった。(※)

都 。天皇遣 身毛君丈夫 召焉。虚空被 召来言、前津屋以 小女 為 天皇人 、以 大女 為 己人 、競令 相闘 、 官者吉備弓削部虚空取」急帰」家。吉備下道臣前津屋〈或本云、国造吉備臣山〉 留:使虚空、経」月不」肯」聴…上:京

見,幼女勝,、即抜,刀而殺。復以,小雄鶏,呼為,天皇鶏,、抜,毛剪,翼、 」闘之、見--禿鶏勝--、亦抜_刀而殺。天皇聞--是語--、遣--物部兵士卅人--、誅--殺前津屋并族七十人--。 以、大雄鶏、呼為、己鶏、 著 鈴金距、

k 『書紀』雄略七年是歳条

臣義切、 陶部高貴・鞍部堅貴・画部因斯羅我・錦部定安那錦・訳語卯安那等 、遷 居于上桃原・下桃原・真神原三所 。 於倭国吾礪広津邑 、而病死者衆〈広津、此云 比慮岐頭 〉。由 」是天皇詔 大伴大連室屋 、命 東漢直掬 、以 才伎 、在 大嶋 。天皇聞 弟君不 」在、遣 日鷹吉士堅磐固安銭 〈堅磐、此云 柯陀之波 〉、使共復命。 百済.、而入.其国.。 曰、然則宜。以。勧因知利、副、弟君等、、取、道於百済、、并下、勅書、、令、」献、巧者、。於」是弟君銜」命率」衆行、 宜、往罰 皇之幸,其婦、、思心欲求」援而入,新羅・。于」時新羅不」事,中国・。天皇詔,田狭臣子弟君与,吉備海部直赤尾・曰、 本云、田狭臣婦名毛媛、葛城襲津彦子玉田宿禰之女也。天皇聞. 体貌閑麗. 、殺」夫自幸焉〉。田狭既之. 任所. 、聞. 天 欲_自求·稚媛 、為_女御_、拝·田狭·為·任那国司 、俄而天皇幸·稚媛 。田狭臣娶·稚媛 、而生·兄君·弟君 吉備上道臣田狭侍:於殿側 、盛称:稚媛於朋友:曰、天下麗人莫」若:吾婦 。 (中略) 天皇傾」耳遙聴、 忠踰 白日 、節冠:青松 、悪 斯謀叛 、盗殺:其夫 、隠 埋室内 。乃与 海部直赤尾 将 百済所 就手末 ,新羅,。於」是西漢才伎勧因知利在」側。乃進而奏曰、巧;於奴‧者、多在,韓国,。 可,召而使,。 天皇詔,群臣 (中略・父田狭から連携して倭王権に対抗することの勧誘あり)弟君之婦樟媛、 国家情深、 而心悦焉。 遂即安 置 到 (或 汝 剜 便

に戻った時は吉備下道臣前津屋に留使されており、吉備における最高首長にも奉仕する形であったことが窺われる。 動向が記紀に記されている。jによると、吉備弓削部虚空という者が倭王権に仕えていたことが知られるが、 地方豪族の中では、五世紀前半~中葉に造山・作山古墳を築造し、倭王権中枢部に匹敵する勢威を示した吉備氏 k の 族の

本云、吉備臣弟臣還」自。,百済。、献。漢手人部・衣縫部・宍人部 。〉

氏が朝鮮諸国とつながりを有していたことが看取される。 意図が示されていると言えよう。 は田狭の子弟君や吉備海部直赤尾を新羅征討、あるいは百済を介した新漢人獲得のために派遣したと描かれており、吉備 上道臣田狭の妻稚媛は別本では葛城氏の女とされており、kには葛城氏と吉備氏の婚姻同盟に介入しようとする王権側の 一方、 田狭は「任那」に留まり、 新羅と結託しようとしたといい、これに対して倭王権

ていたと解されよう。 渡来人の存在を裏付ける遺構・遺物が見つかっている。氏姓分布では備前東部には秦氏、備前西部から備中には漢氏系の 氏の分布があり、 日本古文書』六-五七七、五九〇~五九五)、倭王権のために新漢人を随伴するだけでなく、自らの下にも渡来人を迎え 人々が居住していたと考えられ、上道氏の本拠に近い備前国津高郡には漢部姓者や書直 妻に殺害されたとあるが、或本では帰還したと記されている)。後代の氏姓分布であるが、吉備には秦氏や漢部氏・史戸 れる渡来人がいたことが知られる。こうした関係がkの弟君による新漢人随伴を可能にしたのである(k本文では弟君は 麻呂・弟麻呂・御倉・小倉・針六口・送・大連・。 吉備上道蚊嶋田邑家人部是也」とあり、上道氏の下には「韓奴」と呼ば て帰国した際に、大伴室屋が土師連小鳥を遣して葬送してくれたので、「由」是、大海欣悦不」能「自黙」。 書紀』雄略九年四月条によると、新羅征討に派遣された紀小弓の妻となった吉備上道采女大海は、夫が半島で死去し 考古学的知見の上でも、大壁建物、カマド・オンドル状遺構、馬形帯鉤、 (西漢氏系) 鉄鋌、 加耶系の陶質土器など、 などがいたから(『大 以、韓奴室・兄

に上番しており、もの杖刀人某やcのムリテと同様、地方豪族も倭王権の構成員として、王権の維持に参画することが重 得ルートを保持しており、これは地方豪族の勢威維持に大きく作用した。しかし、 そは倭王権に一元化されていたものの、 このように吉備氏は二重身分的関係にある地域の中小首長の統属をめぐって倭王権と対抗するとともに、 朝鮮諸国との関係は多元的通交が可能であったので、独自の通交や文物・人の獲 kによると、 上道臣田狭自身も倭王権 対中国外交こ

要であったと考えられる。

1−1 『姓氏録』左京神別中・大伴宿禰条

(上略) 雄略天皇御世、以;,入部靱負・賜・-大連公・。奏曰、衛門開闔之務、於」職已重。若有・-一身難・」堪、 相伴奉_衛,左右 。勅依_奏。是大伴・佐伯二氏、掌,左右開闔 之縁也。 望与 愚児

1-2『書紀』雄略二年七月条 百済池津媛、違.天皇将幸 、姪.於石川楯. 〈旧本云、 石河股合首祖楯〉。天皇大怒、詔 大伴室屋大連 、

使上来目部

1-3 『姓氏録』左京皇別上・小子部宿禰条

張、夫婦四支於木、置;假屐上」、以、火焼死。(下略)

多朝臣同祖、神八井耳命之後也。大伯瀬幼武天皇御世、 所」遣…諸国.、収,斂蚕児.。誤衆.小児. 貢之。天皇大哂、

賜;姓小児部連,。日本紀合。

1−4 『姓氏録』左京皇別下・車持公条

上毛野朝臣同祖、豊城入彦命八世孫、射狭君之後也。雄略天皇御世、供:進乗輿:。 仍賜 姓車持公 。

1-5『姓氏録』和泉国神別・巫部連条

同上。雄略天皇御體不豫。因」茲、召,上筑紫豊国奇巫.、令.真椋率」巫仕奉.。 仍賜. 姓巫部連. 。

1-6 『姓氏録』和泉国神別・爪工連条

神魂命男多久豆玉命之後也。雄略天皇御世、造-紫蓋・爪-、并奉」飾-御座-。 仍賜-爪工連姓-。

1 – 7 『姓氏録』和泉国神別・掃守首条

振魂命四世孫、天忍人命之後也。雄略天皇御代、監: 掃除事: 、賜: 姓掃守連 ; 。

m『書紀』雄略二年十月丙子条

(上略) 皇太后知:斯詔情:、奉、慰;天皇;曰、群臣不、悟,陛下因;遊猟場:、置;宍人部:、 加貢為- 宍人部 。 自 」茲以後、大倭国造吾子籠宿禰、 貢 - 狭穂子鳥別 - 為- 宍人部 。 臣・連・伴造・国造、又随続貢。 此之謂也。皇太后視:天皇悦;、歓喜盈懷。更欲」貢」人曰、我之厨人菟田御戸部・真鋒田高天、以:此二人;、請」将;; 且難」対。今貢未」晩。以」我為」初、膳臣長野、能作・宍膾 。願以」此貢。天皇跪礼而受曰、善哉、鄙人所」云貴相知」心、 降量問群臣上。 群臣嘿然理。

n『書紀』雄略二年十月是月条

置 史戸・河上舎人部 。天皇以」心為」師、 誤殺」人衆。天下誹謗言、 大悪天皇也。 唯所 愛寵、 史部身狭村主青

o - 1 『書紀』雄略十年九月戊子条

檜隈民使博徳等

囓死 〉。由」是水間君恐怖憂愁、不」能:自黙 。 献:鴻十隻与:養鳥人 、 請:以贖 」罪。天皇許焉。 身狭村主青将, 呉所、献二鶩. 、到, 於筑紫. 。是鶩為, 水間君犬, 所, 囓死. 〈別本云、是鶩為,筑紫嶺県主泥麻呂犬, 所,

○ − 2 『書紀』雄略十年十月辛酉条

以: 水間君所 ¸献養鳥人等 、安 ·置於軽村・磐余村二所 ·。

○ − 3 『書紀』雄略十一年十月条

行之主也。天皇聞而使 聚積 之。直丁等不」能 忽備 。 仍詔為 鳥養部 。 嗟呼、我国積」鳥之高、同:於小墓:。旦暮而食、 鳥官之禽為: 菟田人狗: 所: 囓死: 。 天皇瞋、黥面而為: 鳥養部: 。 於 」是、 尚有 其余 。今天皇由 一鳥之故 、而黥 人面 、太無 道理 、悪 信濃国直丁与。武蔵国直丁、 侍宿相謂曰、

p − 1 『書紀』雄略十五年条

民 、 賜 於秦酒公 。 公仍領 。率百八十種勝 。 奉]献 庸調絹・縑 、 充 積朝庭 。 因賜]姓曰 ,禹豆麻佐 秦民分;;散臣・連等; 、各随」欲駈使、 勿、委…秦造…。由、是秦造酒甚以為、憂、 而仕於天皇。天皇愛寵之、 詔聚 秦 禹

豆母利麻佐、皆盈積之貌也〉。

p-2『書紀』雄略十六年七月条 詔、宜¸桑国県殖¸桑。又散·遷秦民·、使¸献·庸調;。

p-3『古語拾遺』

(上略) 自」此而後、諸国貢調、年々盈溢。更立。大蔵。、令蘇我麻智宿禰検。校三蔵。 其物,、東西文氏勘其簿。是以、漢氏賜」姓為:内蔵・大蔵 。 今、秦・漢二氏為:内蔵・大蔵主鎰蔵部:之縁也。 (下略) 〈斎蔵、内蔵、大蔵〉、秦氏出.納

p − 4 『書紀』雄略十六年十月条

詔 土師連等 、使」進上応」盛 朝夕御膳 **『書紀』雄略十七年三月丁寅条** 清器::者。 於」是、 土師連祖吾笥、 仍進、摂津国来狭狭村、

山背国内村

俯見

聚;漢部,定:其伴造,者、賜、姓曰、直〈一本云、賜;漢使主等,賜、姓曰、直〉。

伊勢国藤形村及丹波・但馬・因幡私民部 。 名曰 贄土師部 。

遺言物部菟代宿禰・物部目連言、 『書紀』雄略十八年八月戊申条 以伐,伊勢朝日郎,。朝日郎聞,官軍至,、即逆,戦於伊賀青墓,、自矜,能射,、謂,

部目連自執, 大刀 、 使, 筑紫聞物部大斧手執, 」楯叱, 於軍中, 、 倶進。朝日郎乃遙見、而射, 穿大斧手楯・二重甲, 、 軍, 曰、朝日郎手誰人可¸中也。其所¸発箭穿; 二重甲, 、官軍皆懼。菟代宿禰不;;敢進撃. 、相持二日一夜。 於」是、

并入, 身肉, 一寸。大斧手以」楯翳, 物部目連, 、目連即獲, 朝日郎, 斬之。由」是菟代宿禰羞愧不」克、七日不, 復命. 。

朝日郎 天皇問,,侍臣. 曰、菟代宿禰何不,,復命. 。爰有,,讃岐田虫別、 而物部目連率、筑紫聞物部大斧手、 獲;,斬朝日郎,矣。天皇聞之怒、 進而奏曰、菟代宿禰怯也、二日一夜之間、不」能」擒 輙奪: 菟代宿禰所」有猪名部: 、 賜 -物 執

s-1『書紀』清寧即位前紀雄略二十三年八月是月条

部目連。

吉備上道臣等聞. ,朝作、、乱、思、救,其腹所、生星川皇子、、率・船師卌艘、、来浮・於海。 既而聞、被・燔殺、 自、海而帰。

天皇即遣」使嘖:譲於上道臣等:、而奪:其所」領山部:。

s - 2 『書紀』 顕宗元年四月丁未条

(上略・来目部小楯に報賞希望を尋ねる) 以、山守部、為、民。 小楯謝曰、山官宿所」願。 乃拝:山官、改賜:姓山部連氏。 以一吉備臣

葛城宅七区(五処之屯宅、葛城之五村苑人とも)を奪取しており(雄略即位前紀、『古事記』安康段)、最大の中央有力豪 津彦の孫玉田宿禰を誅殺し(『書紀』允恭五年七月己丑条)、雄略は兄安康を殺害した眉輪王を匿った罪で円大臣を討滅し、 葛城襲津彦の女磐之媛所生とされる允恭=倭王済以降の葛城氏に対する姿勢には大きな変化が見られる。即ち、允恭は襲 またp-3のような事務管理などに登用することが可能になった。『書紀』雄略二十三年八月丙子条で雄略死去に際して の秦氏、p-3・4の漢氏(東西文氏)など渡来人の王権への組織化が進み、nの如く、渡来人を吏僚として、文筆面、 族葛城氏に掣肘を加えている。これにより葛城氏が掌握していた渡来人の管理は王権に帰属したものと考えられ、 遺認於大伴室屋大連与東漢掬直」とあるのは、王権を支える渡来人の位置づけを窺わせる。 上述のように、倭の五王と記紀の天皇の同定、讃・珍と済以下の関係には未解明の点が残るが、記紀によると、 p | 1 同じく

この遺詔では「大連等民部広大充・盈於国・、皇太子地」居上嗣、仁孝著聞。以・其行業・、堪」成・朕志・、以」此共・治天

族である大伴氏や物部氏が重用されており、1-1・2やrにその活躍の一端が看取される。 民部広大」の部分は独自の表現である。允恭朝以降には葛城氏を制圧するとともに、倭王権の宮廷組織を支える家宰的豪 トモとして倭王権に奉仕するしくみが形作られていった。 は雄略朝における宮廷組織整備の様子が窺われ、bの杖刀人、cの奉事典曹人やm・o・rに登場する各地からの人々が 瞑目、 何所 復恨 」と述べられており、これには『隋書』高祖紀の文章点綴が指摘されているが、 1-3-7、m·o·qに

から、臣・連・伴造・国造の職位も天皇の代替り毎に新たに確認されるものであったとも言われる。 奉関係を確認するものであり、 く宮廷組織整備の時期と言わねばならない。某人はその職能を果す人間個人を示しており、bにはヲワケコの一族が倭王 史戸 (フヒト)・舎人、 であったとする指摘がなされている。また雄略朝に始まる『書紀』の大臣・大連の天皇代替り毎の新任・留任記事の存在 の注「後世帝王見」被覆車、毎」世令」献、本系・蔵・図書寮・也」などの例が知られるので、氏というものが毎世天皇との仕 私記』の「凡厥天平勝宝之前、 権の王の代々の「世々」に杖刀人首として奉仕してきた「奉事根原」が記されていた。同様に、殯宮での誄奏上や『弘仁 但し、「はじめに」で述べたように、この時期には部民制は未成立であり、b・cの金石文、記紀でもmの宍人、 oの養鳥人などに見られるように、職務内容を直接的に示す「○○人」の奉仕による人制に基づ 毎.一代.使.天下諸氏各献,本系、、永蔵,秘府,不、得.輙出、、今存,図書寮,者是也」 とそ 始祖のマナの継承を通じて、その職掌を氏の名とともに天皇の世々受け継いでいくしくみ n O

る。五世紀段階ではbの杖刀人某やcのムリテなど地方豪族からの上番者は一定期間の奉仕の後に本拠地に戻っており、(%) 毎の双方で必要であったから、三〜五世紀を人的結合国家、即ち全国的な規模で倭王権と各地の有力首長が人格的に支配 ―隷属関係を結んでいる結合的な「国家」の段階と位置づけ、律令制国家とは異なる初期国家の存在を提唱する見解もあ こうした構造は部民制的奉仕や律令制下の氏にもつながるのであろうが、職位の確認は豪族の代替り毎、天皇の代替り

窺うことができる。ここにはやはり倭王権に完全に隷属した訳ではない地方豪族の自立性や本拠地での立場、中小豪族に 狭丘首とともに従事し、任務が終わると吉備に帰ろうとした話(敏達二年五月戊辰・七月乙丑朔・八月丁未条)などにも 甲午条)や漂着した高句麗使の送使に起用された吉備海部直難波が配下の大嶋首 (備中国浅口郡大島郷に関係する豪族か)・ 昔為‥吾伴.、摩」肩触」肘、共」器同」食。安得率爾為」使俾‥余自伏‥儞前・」と揚言したこと(『書紀』継体二十一年六月 対する倭王権との支配の共有、二重身分的関係の維持が看取される。 iの吉備弓削部虚空も倭王権に仕える一方で、二重身分の形で地域の最高首長である吉備氏の掌握下に属していた。こう した形態は六世紀前半の筑紫君磐井の乱の際に、九州の豪族である磐井が近江の豪族と目される近江毛野に「今為」使者、

t 『書紀』履中五年十月甲子条

而記之曰、自¸今以後、不¸得¸掌 筑紫車持部 、乃悉収以更分¸之奉 於三神 。 百姓 、罪一也。既分: 寄神祇 - 車持部、兼奪取之、罪二也。則負: 悪解除・善解除 、 而出: 於長渚崎 - 令: 祓禊 - 。既 兼取「充」神者」。必是罪矣。天皇則喚「車持君」、以推問之、 葬. 皇妃. 。既而天皇悔_之不_治. 神崇. 而亡_皇妃_、更求. 其咎. 。或者曰、車持君行. 於筑紫国. 而悉校. 車持部. 、 事既実焉。因以数」之曰、 爾雖 車持君、 校天子之

問であり、 職務分掌の体制であったと考えられている。私もこの見解を支持したいが、それを全国的な人民支配体制と見なすのは疑 山守部・為」民」、gでも土師連が「私民部」を贄土師部としたとあり、またtでは車持君が車持部を検校したと記されて いるように、部民制とは諸豪族の「民部(カキ)」の領有を前提とする王権への従属・奉仕の体制、それに基づく朝廷の 1 この点に関連して、後の部民制ともつながる地方豪族の役割・位置づけに留意しておきたい。s-2には山部連が「以こ 1はkの後日談となる話で、雄略死後、清寧即位時に稚媛所生の星川皇子の乱勃発により、それに加担しようとした s-2の山部連も山官山部連―副吉備臣―山守部(山部)となっており、地方豪族を介在させた支配である。

吉備上道臣の山部が奪われ、山官山部連を通じて王権への奉仕が義務づけられるようになったのであろう。 (空)

問題であり、最後にa~cから敷衍される王権のあり方を検討してみたい。 以上、人制の特質に関連して、地方豪族と倭王権の関係を素描してみた。これは五世紀の倭王権の王権構造とも関わる

三 五世紀の王権構造

三司の仮授も同様の意図を示すものであろう。 交などを背景に可能になるとされており、倭王武=ワカタケル大王の時期の倭王権はこの条件を満たす段階を迎えていた。 百済をも軍事的指揮下に置く大王として、高句麗に対抗する構想を読み取ることができ、高句麗が既に得ていた開府儀同 四七八年の武の自称である「使持節都督倭・百済・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓七国諸軍事、安東大将軍倭国王」には、 州瑞鳳塚出土銀合杆には「太王教造」の文字があるので、王を越える存在を示す名辞として大王号が用いられていると考 路西洞一四〇号墳出土の乙卯年(四一五)銘壺杆には「国岡上広開土地好太王」の名が見え、延寿元年(四五一)銘の慶 あって、称号ではないとする意見もあるが、五世紀には高句麗・百済でも大王号が採用されており、新羅の領域内の慶州 えられる。東アジアにおける大王号所称は、急速な領域の拡大、国内支配の強化、近隣諸国の制圧、中国との積極的な外 再びa~cの銘文刀剣に戻ると、aとb・cの間には大王号の成立があったことが看取される。「大王」は王の美称で

『古事記』雄略段

(上略) 初大后坐;;日下,之時、日下之直越道、幸;;行河内,。爾登;;山上,望;;国内,者、有;;上;;堅魚;作;,舎屋;之家;;。 天皇令_問;;其家;云、其上;,堅魚;作_舎者誰家。答曰、志幾之大県主家。爾天皇詔者、奴乎、己家似;;天皇之御舎;而造;

二字以_音〉。布繫.白犬.、著_鈴而、己族名謂,|腰佩|人、令_取,|犬縄,|以献上。故、令_止,|其著,|火。 即遺」人令」焼,其家,之時、其大県主懼畏、稽首白、奴有者、隨」奴不」覚而過作甚畏。故、献,能美之御幣物,

ていたことが窺われよう。ここにも大王号の出現を裏付ける情景が看取される。 首長も倭王と同様の住居を造営していたのに、この雄略朝の段階ではそうした王と配下の者の区別が明確化されようとし たと描かれている。 記紀によると、雄略は葛城氏を制圧するとともに、 uもその一端を示すもので、「己家似,;天皇之御舎, 而造」という行為が咎められており、従来は有力 1-2・m・n・o-2にはその専制的姿勢が人々を畏怖させてい

らず、これは「別」が称号や官職がカバネ化していく過渡的なものであって、完全なカバネに固定されてしまう前に、他 姓あるいは別氏は、必ずしも「別」を含む人名の者を始祖としている訳ではない、④「別」はカバネとしては存在してお では実年代として四世紀後半〜五世紀と目される天皇・皇族に多い、③景行記紀の諸皇子分封伝承とは異なり、後世の別 例外として、別を称する豪族は東国には見えず、倭王権の東国支配が確立する以前に成立したことが予想される、②人名 れている。一方、ワケについては次のような特色とその歴史的意味合いが明らかになっている。①鎌倉之別(景行記)を(雲) 朔条「蘇我大臣稲目宿禰」などのように(『上宮聖徳法王帝説』、天寿国繍帳の表記も参照)、後代にも尊称として用いら つく人名は広く知られているし、足尼(宿禰)は『書紀』宣化元年二月壬申朔条「以,[蘇我稲目宿禰] 為. 大臣.]、五月辛 テヒ―カサハヨ―ヲワケコとなっていた。上述のように、漢字表記したヒコ・スクネ・ワケは尊称的呼称であり、 の転化が看取され、それは五世紀中葉~六世紀頃と推定される、⑥「別」は首長を意味する古語で、かつては天皇・皇族 のカバネを併用し、 ところで、bによると、ヲワケコの系譜は上祖オホ比垝―タカリ足尼―テヨカリ獲居―タカハシ獲居―タサキ獲居―ハ カバネとしての存在を失ってしまうためと考えられる、⑤「和気系図」(円珍系図)には あるいは新たに授けられたカバネのみを使用し、さらにカバネ化した「別」がウヂの名に転化してい 「別」から 「君」へ ヒコが

定着は不安定であった。また王統譜も雄略の系統は清寧(シラカ)で断絶し、履中の子で、葛城氏との関係を有するイチ 雄略朝の画期性は高く評価されねばならないが、雄略の死後はs-1の星川皇子の乱のような事件が起きており、 そこには上述のような『宋書』倭国伝に窺われる二つの王統の存在の可能性とともに、允恭朝以降に展開する葛城氏の制 同人説に依拠すると、 クゴノスクネ(允恭)―アナホ(安康)―オホハツセワカタケル(雄略)と、ワケを含まない王名が出現することになる。 ノベノオシハワケ―イワスワケ ここで記紀の天皇の和風諡号を見ると、五世紀代と目される応神以降では実名風の名前が登場し (図2)、応神=仁徳 雄略朝における宮廷組織の整備や大王号の成立など、倭王権の成長が反映されているものと思われる。その意味では 「誉田天皇五世孫」の継体による王統の継承へと帰結することになる。 ホムタワケ(応神=仁徳)―イザホワケ(履中)―ミヅハワケ(反正)と続き、次にヲアサズマワ (顕宗)と、再びワケを含む王が登場しており、 これも武烈で断絶に追い込まれ、六世紀 体制的

· -1『書紀』允恭四年九月己丑条

高氏」。其不」至一於治」者、 詔曰、上古之治、人民得」所、姓名勿」錯。今朕踐祚於」茲四年矣。上下相争、百姓不」安。或誤失,己姓,、或故認, 蓋由」是也。朕雖」不」賢、豈非正,其錯,乎。群臣議定奏」之。群臣皆言、陛下挙」失正」枉

v - 2 『書紀』 允恭四年九月戊申条

而定:氏姓:者。臣等冒死。奏可。

万姓 、難 知 其実 。故諸氏姓人等、沐浴斎戒、各為 盟神探湯 。則於 味橿丘之辞禍戸碑 、坐 探湯瓮 、 群卿百寮及諸国造等皆各言、 或帝皇之裔、 或異之天降。然三才顕分以来、多歴. 万歳. 。 是以一氏蕃息、 而引

実者皆傷。是以故詐者愕然之、予退無」進。自」是之後、氏姓自定、更無」詐人」。 諸人·令¸赴曰、得¸実則全、偽者必害。(分註略)於¸是諸人各著·木綿手繈·而赴」釜探ೃ湯。則得」実者自全、不」得」

v -3 『古事記』 允恭段

(上略)於¸是天皇愁:天下氏々名々人等之氏姓忤過:而、於:味白檮之言八十禍津日前:、居:玖訶瓮而,〈玖訶二字以」音〉、

定:賜天下八十友緒氏姓,也。(下略)

v -4戸令戸籍条集解古記(令釈・義解もほぼ同内容)

信者得」全。以」此定」姓造」籍也。 古記云、水海大津宮庚午年籍莫、除。謂、 小朝津間稚子宿禰尊御世、氏々争」姓分乱。煮沸湯以」手攬、 **詐者被√害、**

恭七年十二月壬戌朔条)、「坂本臣祖根使主」(安康元年二月戊辰朔条)など、渡来系あるいは連姓・臣姓の上首者に対す 主」と二文字表記するのが古く、「倭漢直祖阿知使主、其子都加使主」(『書紀』応神二十年九月条)や中臣烏賊津使主(允 ―ワケ―ワケ―ワケと尊称的呼称を有する者が続き、ヲワケコを含む近三代にはこうした呼称が見られない。 定姓の役割が求められている。氏名(ウヂナ)とカバネを合せたものが姓(セイ)であり、諸豪族の姓が定まるのは庚午 に関わるカバネの成立状況は如何であろうか。記紀ではv-1~3の允恭朝に氏姓の確定が行われたとされており、 る尊称的呼称として用いられていると考えられる。とすると、五世紀にはカバネの秩序は未成立であったと見なされる。 も名を記すのみである。bの釈読のうちの有力説である「臣」を「巨」と読むべきことは上述の通りであるが、オミは 4によると、最初の全国的戸籍である庚午年籍は氏姓の根本台帳として永久保存とされ、六年一造の律令制下の戸籍にも このワケという共通の呼称から大王号の成立という飛躍に関連して、倭王権を構成する諸豪族の出自・序列・秩序など 六世紀頃のカバネのあり方はかなり漠然としてものであったとされる。 b のヲワケコの系譜はヒコ―スクネ cのムリテ v 使

明二年七月条)、朝鮮三国の「コフリチカ」に由来する言葉で、大城邑の軍事的首長の意であるとされている。とすると、『ヨ゚゚゚ 土木簡には「費直」(直)、難波宮跡北西出土木簡には「意弥」(臣か)の事例も知られる。「費直」は和歌山県橋本市隅田 で、「連公」(連)はなお尊称的呼称として用いられているようである。「連公」の表記は石神遺跡出土の日本の七世紀の⑻ 部臣」で、六世紀半ば〜後半ということになる。近年出土の韓国の六世紀の百済木簡(扶余・双北里遺跡出土)には 君など様々なカバネが見られるが、カバネ「臣」の確実な初見は「はじめに」で触れた岡田山一号墳出土大刀銘の「 臣・連・直などは渡来系氏族の尊称的呼称として使用されていたものが、倭王権の中に取り入れられ、王権内の序列・秩 八幡宮所蔵人物画像鏡に「開中費直」、『書紀』所引百済系史料の「百済本記」に「加不至費直」(河内直)の事例があり 尓波連公」の表記が見え、これは当時朝鮮諸国との外交に従事していた吉士集団、難波吉士を示すものと考えられるの 木簡にも散見しており(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』二十二―八号など)、同じく七世紀の飛鳥京跡苑池遺構出 今、地方豪族のカバネに関して、国造クラスの豪族が有する氏姓を整理すると、表3の通りである。ここには臣 額田 那 **欽**

の通交が途絶する理由であったと解される。こうして倭王の冊立を伴う対中国外交が倭国の存立に不可欠なものではなくの通交が途絶する理由であったと解される。こうして倭王の冊立を伴う対中国外交が倭国の存立に不可欠なものではなく 中国王朝を中心とする「天下」から離脱して、独自の「天下」の支配を構想していたと考えられ、これが以後中国南朝と 下」から離れた場所において、 帝の支配の及ぶ範囲を示すものであったが、b・cの「天下」は倭王の支配領域を指しており、中国王朝を中心とする「天 現しているが、対中国外交は四七八年の倭王武を最後に、六○○年の遣隋使まで一二○年間の中断が生じる。この点に関 序を示すカバネとして定着していくものと展望されることになる。 上述のように、 b・cに「治天下」の語が見えることに留意したい。「天下」とは「世界中、 五世紀の倭国には高句麗王の高、百済王の余(扶余)と同様、 自国の領域を「天下」とする観念が成立していたことを窺わせる。 中国王朝との通交の必要上から倭姓が出 中国全土」のことであり、 即ち、倭王武の宮廷は 中国皇

- A 倭:倭直、葛城:葛城直、闘鶏:都祁直、山代:山代直、河内:凡河内直/伊勢:伊勢直、神郡:磯部直、嶋津(志摩):嶋直/三野:美濃直、角鹿:角鹿直/丹波:丹波直・海直/明石:海直、針間:播磨直・佐伯直、針間鴨:針間国造、大伯:吉備海部直 /紀:紀直、熊野:熊野直
- A'伊賀:伊賀臣、尾張:尾張連、三河:三河直・大伴直、穂:穂別/近淡海:近江臣、近淡海之安:安直、額田:額田国造、本巣:国造、飛騨:飛騨国造/若狭:膳臣、江沼:江沼臣、能登:能登臣、伊弥頭:射水臣/因幡:因幡国造、伯耆:伯耆造(?)、出雲:出雲臣、石見:伊福部直?、意伎:海部直・大私直/吉備:吉備臣(上道:上道臣、三野:三野臣、下道:下道臣、加夜:賀陽臣、笠臣:笠臣)、吉備穴:阿那臣、都怒:角(都努)臣
- B 中県:中県直(三使部直)、安芸:安芸凡直·佐伯直、大嶋:凡海直、周芳: 周芳凡直、穴門:穴門直·長門凡直/淡路:淡路凡直、粟:粟凡直、長:長直、 讃岐:讃岐凡直·佐伯直、伊予:伊予凡直、久味:久米直、小市:越智直、風 早:風早直、土佐:土佐凡直、波多:秦姓?/大隅:大隅直、伊吉嶋:壹岐直、 津嶋県:直
- C 遠江:檜前舎人・物部、久努:久努直、駿河:金刺舎人、伊豆:日下部直、甲斐:甲斐直·日下部直·三枝直·大伴直、相武:壬生直·漆部直、師長:壬生直、武蔵:丈部直(大部直)、知々夫:大伴直(?)、安房:大伴直、長狭:壬生直、須惠:日下部使主·日下部連、馬来田:?、上菟上:檜前舎人直·刑部直、伊甚:春部直·伊甚直、武社:武射臣、菊麻:丈部直、千葉:大私部直、印波:丈直·大生直(壬生直)、下菟上:他田日奉部直、新治:新治直、筑波:丈部直・壬生連、茨城:茨城直・壬生連、仲:宇治部直・壬生直、久自:?、多珂:君子部臣/科野:科野直·他田舎人・金刺舎人、那須:那須直、石城:石城直、道口(尻) 岐閇:?
- D 廬原:廬原君/牟義:牟義都君、上毛野:上毛野君、下毛野:下毛野君/加我 (宜):道君、羽咋:羽咋君、越:高志君/多遅間:但馬君・日下部宿禰/吉備 風治:吉備品遅君、阿武:阿牟君/筑紫:筑紫君、竺志米多:米多(末多)君、 豊:豊国直、菟狭:宇佐君、国前:国前臣、比多:日下部連・日下部君、大分: 大分君、火:火(肥)君、阿蘇:阿蘇君・宇治部公、葦北:葦北君、日向:諸 県君、薩摩:薩摩君

(備考) A・A・…総内とその周辺、B・C…カバネの大半は直(B…凡直/C…伴造的国造が多い)、D…君姓。配列は便宜上後の五畿七道の順になっている(√は畿内以東の地域と以西の地域の区分を示す)。氏姓が不明のものでも、周辺の国造との関係で、この区分の中に入れたものもあるが、素賀国造、道奥菊多国造・阿尺国造・思国造・伊久国造・染羽国造・浮田国造・信夫国造・白河国造・石背国造、三国国造・久比岐国造・高志深江国造・佐渡国造、二方国造、波久岐国造、怒麻国造、松津国造・耒羅国造・葛津立国造・天草国造は表示できなかった。なお、甲斐については、鈴木正信「甲斐国造の「氏姓」に関する再検討」(『日本史研究』594、2011 年)を参考にした。

Ξ

表4 五~七世紀の倭王と部民

応神 : 営田別…営津部・品遅部

仁徳 : 大鷦鷯…雀(王)部 ※『古事記』では崇峻も長谷部若雀で雀(王)部を領有か

履中: 去来穂別、磐余稚桜宮…若桜部

反正 : 瑞歯別、丹比柴籬宮…丹比部・蝮 (王・公) 部・多治比部 《膳部・靱負》

允恭 : 雄朝津間若子宿禰…?

安康 : 穴穂、石上穴穂宮…穴穂部・孔王部

雄略 : 大伯瀬幼武、長谷朝倉宮…建 (王・公) 部、長谷部

清寧 : 白髪、磐余甕栗宮…白髪部《舎人・膳夫・靱負》

顕宗 : 弘計·来目稚子·石樔別、飛鳥八釣宮…久米部 (来目部)、福草部 (三枝部)

|仁賢 : 億計、石上広高宮…石上部?

武烈 : 小伯瀬稚鷦鷯、伯瀬列城宮…小長谷部・小伯瀬部造

継体 : 男大迹、磐余玉穂宮…磐余部?

安閑 : 勾、勾金橋宮…勾部《勾舎人・靱部》 宣化 : 檜前高田、檜隈廬入野宮…檜前部

欽明 : 天国排開広庭、磯城嶋金刺宮…金刺舎人

敏達 : 譯語田渟中倉太敷、譯語田幸玉宮…他田部、他田舎人、他田日奉部

用明: 橘豊日、池辺双槻宮…?

崇峻 : 伯瀬部・長谷部若雀、倉梯宮…倉橋部・椋橋部、長谷部、雀(王)部

推古 : 額田部…額田部、【私部】

舒明 : 田村…押坂彦人大兄の刑部(忍坂部)

皇極・斉明:宝…財部、【私部】

孝徳 : 軽…軽部

天智 : 葛城…葛城部、押坂彦人大兄の刑部 (忍坂部)、【壬生部】

(備考) 仁藤敦史「古代王権と「後期ミヤケ」」。(『古代王権と支配構造』吉川弘文館、2012年)は部民制成立は6世紀という立場から、例えば清寧天皇のために設置されたという白髪部は、本来は6世紀の継体天皇の皇后手白香皇女に関わるものであると説明しており、6世紀代の皇子女との関係で理解すべしとする。古市晃「王名サザキについて」(『日本古代の王権と社会』塙書房、2010年)は、『姓氏録』左京皇別上・雀部朝臣条に「諡応神御世、代於皇太子大鷦鷯尊、繋木綿襷、掌監御膳。因賜名曰大雀臣」と、御膳奉仕の伝承があるので、「雀王部」(雀部)は仁徳の王宮に奉仕する集団として成立し、6世紀末の崇峻朝まで存続したと見るが、むしろ崇峻=長谷部若雀(『古事記』)に奉仕する雀部を遡及させたものと考える方がよいだろう。

なると、中国的な倭王の姓は定着せず、倭王はむしろ臣下に氏姓を授与することで、「天下」を創成する存在になってい

丹比部と表記されるが、これらには孔王部、蝮王部とも記す事例があることは従来から知られていた。さらに近年増加す 明記するのが本来の表記形式であったことになる。 は諸説があるが、それらの「名」とは基本的には大王宮や皇子女の宮名であったと考えられる。この点について、七世紀 皇子女の宮、生活の資養を地方からの収取によって支えるという側面もあった。記紀に記された名代・子代の部に関して することがわかったので、王族のために設置された部には「○○王(公)」という王名、その王を資養する王宮の名称を 〇七号)、「雀王ア」(十八―二四・三一号)、「蝮王ア」・「蝮公ア」(十八―一一七号、十七―八一号) などの表記方法が存 る七世紀木簡には「建王ア」・「建公ア」(『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報』十八―三七・一一七号、十七―四六・一 の木簡に散見する当時の部民の表記方法に注目したい。八世紀に成立する記紀では、例えば安康の名代は穴穂部、反正は た通り、これが六世紀に部民制として確立するものと展望される。但し、部民制には大王宮を支える宮廷組織だけでなく、 倭王の権威を支える宮廷組織については、上述のように、雄略朝に人制の整備が進められている。「はじめに」で述べ

なるというものである。記紀によると、こうした王名と関係する部民は五世紀代と目される天皇の代々に設置されていた 猶謂 人々 也〉。爰以 神名・王名 、為 人賂物 之故、入 他奴婢 、穢 汙清名 」などとある事態の一端が理解可能に 我汝 、各守 名々 。又拙弱臣連・伴造・国造、以 彼為」姓神名・王名 、逐 自心之所 」帰、 部廃止詔Ⅱ)に「始-於神名・天皇名々 、或別為-臣連之氏 、或別為-造等之色 。由」是率土民心、固-執彼此 、深生-信知...時帝与.祖皇名.、不」可」見」忘..於世..。而以..王名.、軽掛..川野.、呼名..百姓.、誠可畏」焉」、同三年四月壬午条(品 この点をふまえると、『書紀』大化二年八月癸酉条(品部廃止詔I)に「其仮:借王名・為:伴造・」、「王者之児相続御寓、 妄付 前前処処 〈前々、

ものというように、六世紀代の皇子女との関係で理解すべきものと思われる。(8) を考慮すると、 とされるが、人制による宮廷組織が整備されるのが五世紀末に近い雄略朝であり、五世紀には部民制が未成立であった点 例えば雄略の子清寧のために設置されたという白髪部は、本来は六世紀の継体の皇后手白香皇女に関わる

この伊甚地域に春部直姓者が存したことが知られ、春日部を管理して貢納・奉仕を担当する国造の一族が春部直を称した 屯倉の設置事情が記されており、そこには地方豪族の服属が背景になっている。『三代実録』貞観九年四月二十日条には のであろう。『書紀』によると、安閑は皇妃のために畿内に屯倉を設置しており、それは、 fには仁賢の皇女で、継体の子安閑の大后になった春日山田皇女に奉仕する春日部とその貢納の一つの拠点となる伊甚

春日山田皇女…三島竹村屯倉~三島県主が土地を献上、凡河内直(河内国造) が河県部曲から春秋各五百人の钁丁を

出して田部として耕作

香香有媛(巨勢男人の女)…桜井屯倉・茅渟屯倉~毎国田部、桜井田部連が屯倉之税を管掌 (巨勢男人の女) …小墾田屯倉〜毎国田部、 県犬養連が屯倉之税を管掌

宅媛(物部木蓮子の女)…難波屯倉~毎郡钁丁、難波吉士が屯倉之税を管掌

に努めている様子が看取される。(8)

というもので(安閑元年七月辛巳朔・十月甲子・閏十二月壬午、同二年九月丙戌条)、畿内における王権の経済基盤確立

継体が畿内周縁に居住していた傍系の王族なのか、地方豪族として倭王権を簒奪したのかはなお不明の点があるが、尾

畿内に基盤を持っていなかったので、皇妃資養のための経済基盤作りに迫られ、それが王権の畿内支配強化にもつながっ 張・近江・越などの豪族と婚姻関係を有する継体の即位は、倭王権の支配基盤を広げるものであり、また継体朝には筑紫 君磐井の乱を平定して、地方豪族の服属の上でも大きな前進があった。但し、継体と尾張氏の間に生まれた安閑・宣化は

ていく。そして、倭の五王の系統を引く手白香皇女所生の欽明の段階では、継体・安閑朝の地方豪族の服属進展をふまえ 地方豪族に皇子女の資養を負担させるという発想が生まれ、それが王宮に関わる部民の設置、 部民制的貢納による人

的・物的収取の実現に展開していくものと考えられる。

るカバネの秩序、また国造制などの地方制度も未成立であったと解せられる。 紀の王権は中央集権化への胎動があったものの、それが充分に定着しなかった段階と位置づけられ、王権を構造的に支え 王権からの氏姓賜与の「名づけ」と地方豪族側の「名乗り」として定着していくのが六世紀であった。その意味では五世 豪族を位置づける上で必要になるのではあるまいか。表3には国造が様々なカバネを有していることが知られ、そこには ものと思われる。その観点からは五世紀はその萌芽段階であり、カバネによる秩序も国造制、部民制、 勿論五世紀以来の倭王権と各地の地方豪族の関係が反映されているのであるが、それがカバネの秩序という形で固定化、 論が六世紀に及んでしまったが、「はじめに」で触れたように、こうした中央集権的国家組織は六世紀に確立していく 屯倉制の中に地方

むすびにかえて

島にも倭王権の活動が展開していたことが看取されるが、これらのうち、「海北」=朝鮮半島諸国との関係は領土的支配 銘文刀剣が示すように、倭王権が関係を有する地域が関東~九州と、東西に広がっていたことが知られ、各地の豪族がト ではなく、中央・地方豪族の独自の通交を含む多元的なものであったことがわかっている。列島内に関しては、 上表文には「東征 毛人 五十五国、西服 衆夷 六十六国、 小稿では五世紀の銘文刀剣を手がかりに、当該期の倭王権の支配体制のあり方を検討した。『宋書』倭国伝の倭王武の 渡平・海北・九十五国」とあり、 列島内の東・西、また朝鮮半 b c の

族の吉備氏を掣肘し、渡来人の把握や大王宮の宮廷組織整備が進展したことも重要である。 モとして上番し、大王号の成立や「治天下」の観念など、王権の飛躍が窺われる。中央有力豪族の葛城氏の制圧、 朝鮮諸国との通交を掌握していた葛城氏を打倒し、倭王自らが外交を主導できるようになったことや渡来人の先進技 特に大和盆地西南部を本拠と 地方豪

w 『書紀』 安閑元年閏十二月是月条

術を独占し得たことは、王権の強化・発展に有用であった。

密就求. 援於上毛野君小熊. 而謀、殺. 使主 。 使主覚 、之走出、 詣 、京言. 状朝庭. 。 武蔵国造笠原直使主与,同族小杵,相争:国造: 〈使主・小杵、 皆名也〉、 経」年難」決也。 臨」断以·使主·為· 小杵性阻有」逆、 国造、 心高無」順、 而誅 小

国造使主悚憙交懐、不」可・黙已'。謹為・国家・奉」置・横渟・橘花・多氷・倉樔四処屯倉

国造制、 殆どないが、本稿でも展望したところによると、倭王権の中央集権体制整備はここに一つの到達点があるものと目され、⑧ ることができる。『書紀』欽明紀の前半部分は百済系史料に由来する「任那」の動向が詳細に記されており、 階は倭王権による中央集権的国家体制構築が萌芽したところであって、その胎動は六世紀に確かなものになっていくと見 ネによる秩序もこうした全国的な豪族把握をふまえて必要になるものと思われる。その意味では五世紀、就中その後半段 が体制として確立するのであり、倭王権と地方豪族の関係が機構的に定着するのは六世紀を俟たねばならなかった。カバ と考えられる。 **bの杖刀人某の一族はこれ以後埼玉古墳群を築造していくのであり、地方豪族の上番はまだ端緒的形態であった** 部民制、 wの使主・小杵とこの某との関係は不明であるが、wにより武蔵国造が任命され、屯倉を拠点とする貢納 屯倉制のさらなる内容解明ともども、その過程の細部を考究することを課題として、ひとまず擱筆する 国内記事は

ことにしたい。

- (1) 拙著『東アジアの動乱と倭国』(吉川弘文館、二○○六年)、拙稿a「大和政権と地方豪族」(『教科通信』二五の年)、拙稿a「大和政権と地方豪族」(『教科通信』二五の人物往来社、二○○八年)など。

8

- (5) 拙稿a「「海北」から「西」へ」(『遣唐使と古代日本の対

五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制

- 二○一○年)など。「任那日本府」(「在安羅諸倭臣等」)の実態に関する研究」「任那日本府」(「在安羅諸倭臣等」)の実態に関する研究」外政策』吉川弘文館、二○○八年)、6「任那」の用法と外政策』吉川弘文館、二○○八年)、6「任那」の用法と

6

- (7) 滝口宏監修、市原市教育委員会・財団法人市原市文化財セスター編『[王賜』銘鉄剣概報』(吉川弘文館、一九八八年)、東野治之『日本古代金石文の(吉川弘文館、一九九三年)、東野治之『日本古代金石文の研究』(岩波書店、二〇〇四年)、「七世紀以前の金石文」(『大研究』(岩波書店、二〇〇四年)、「七世紀以前の金石文」(『大田で記録書店、二〇一一年)など。

- として、辛亥年は五三一年と解するのがよいと見る。 但し、 稲荷山古墳には六世紀の副葬品が含まれている点と合せて ワカタケルの既に世を去っていたことになる点を指摘し、 の王は既に死去しているのであり、したがって辛亥年には 育委員会、一九八〇年)、埋葬は六世紀前半に比定される (稲荷山古墳発掘調査報告書『埼玉稲荷山古墳』埼玉県教
- 9 岸俊男|稲荷山鉄剣銘と丈部』(『日本古代文物の研究』塙 書房、一九八八年)、埼玉県教育委員会『稲荷山古墳出土 要があると思われる。

15

鉄剣金象嵌銘概報』(一九七九年)一四頁など。

葬品は追葬の可能性もあり、埋葬年代もさらに検討する必 武の入宋が即位遣使か否かは確言できず、六世紀前半の副

14

であるという。

- 10 文館、二〇〇七年)など。なお、篠川賢「「国造」の読み の乱」の記事をめぐって」(『日本古代国家の形成』吉川弘 出土鉄剣銘について」、一安閑天皇紀のいわゆる「武蔵国造 時代』吉川弘文館、一九八八年)、小林敏男「稲荷山古墳 篠川賢「鉄刀銘の世界」(『古代を考える 雄略天皇とその
- る性格も窺うことができるとする なっていないので、純然たる漢語ではなく、カバネに通じ と表記」(『本郷』八、一九九六年)では、「臣乎獲居」とは
- 館、二〇〇二年)。 田中史生「武の上表文」(『文字と古代日本』二、吉川弘文

11

東野註(7)論文。

- 13 亀井正道「船山古墳と銀象嵌大刀」(『MUSEUM』) 賜されたものではなく、やはりムリテが作刀主体とすべき 三四〇、一九七九年 によると、江田船山古墳の副葬品に の製作と目される二口の直刀が含まれており、これらは下 は銘文入りの大刀の他に、それと同一作者または同一工房
- 英堂、二〇一〇年)一五〇~一五八頁などがこの立場をとっ 談社、二〇一〇年)一四八頁、和田萃『ヤマト国家の成立』 (文 ている。 最近の論考では、大津透『天皇歴史』01神話から歴史へ(講
- 溝口睦子『日本氏族系譜の成立』(学習院、一九八二年)、 『日本古代の氏の構造』(吉川弘文館、一九八六年)、『日本 『古代史族の系譜』(吉川弘文館、一九八七年)、義江明子
- た点を考慮すると、五世紀の段階ではこのような擬制的系 ら五代とそれ以下の三代の系譜的断絶を認めた上で、職位 下賜儀礼において確認される構造であったと見て、上祖か 央有力豪族と地方豪族との二重の統属関係が中央での刀剣 と支配構造』吉川弘文館、二〇一二年)は、大王および中 を介した中央本宗氏と地方首長層の擬制的な同祖同族関係 を大王が承認したとする。但し、以下で述べる地方豪族の 古代系譜様式論』(吉川弘文館、二〇〇〇年)など。なお、 仁藤敦史「「辛亥」銘鉄剣と「武蔵国造の乱」」(『古代王権 国造制・部民制による関係固定化が未成立であっ

- cのムリテも倭王権から下向したと見ている。(16) 和田註(14)書一五三頁。なお、二二○~二三一頁では、譜の確認は行われていなかったのではないかと思われる。
- 吉川弘文館、一九九六年)四一頁。(17) 篠川賢「五世紀後半の政治組織」(『日本古代国造制の研究』
- (18) 和田註 (14) 書一五○~一五三頁。
- 19) 亀谷弘明「伊豆国の荷札木簡と(膳)大伴部」(『古代』 一本の組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望して、保野好治「倭王権と大伴部」(『伊令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)は、大伴部を膳大伴令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)は、大伴部を膳大伴令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)は、大伴部を膳大伴令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)は、大伴部「『伊郎」(『日本座史』六六二、二〇〇三年)は、d・鹿六鴈命の伝承」(『日本歴史』六六二、二〇〇三年)は、d・鹿六鴈命の伝承」(『日本歴史』六六二、二〇〇三年)は、d・鹿六原命の伝承が東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての組織と東国との関係をさらに探究すべきことを展望しての国際の伝統の関係をさらに探究すべきことを展望しての国際の伝統の関係をさらに探究すべきことを展望している。
- 家の構造』青木書店、一九五八年)が指摘するように、むって、直木孝次郎「継体朝の動乱と神武伝説」(『日本古代国が、直木孝次郎「継体朝の動乱と神武伝説」(『日本古代国の尾張連氏の系譜記事などにより、尾張氏は本来葛城の地の尾張連氏の系譜記事などにより、尾張氏は本来葛城の地の尾張国海部郡人甚目連(20)『三代実録』貞観六年八月八日条の尾張国海部郡人甚目連

- 位置づけている。 期ミヤケ」」(註(15)書)も群臣層を介した分節的支配と期ミヤケ」」(註(15)書)も群臣層を介した分節的支配と「成社、二〇〇九年)。なお、仁藤敦史「古代王権と「後(21) 拙稿「評司・国造の執務構造」(『地方木簡と郡家の機構』
- 書房、一九七〇年)、和田註(14)書など。(2) 岡田精司「伊勢神宮の起源」(『古代王権の祭祀と神話』塙
- 註(1)拙稿。など。国外交」(『日本の対外関係』一、吉川弘文館、二〇一〇年)、国外交」(『日本の対外関係』一、吉川弘文館、二〇一〇年)、河内春人 「倭の五王と中ジア』岩波書店、二〇一二年)、河内春人 「倭の五王と中(3) 鈴木靖民「倭の五王の外交と内政」(『倭国史の展開と東ア
- (34) 岡崎敬「安岳 三号墳(冬寿墓)の研究」(『史淵』(名) 岡崎敬「安岳 三号墳(冬寿墓)の研究」(『史淵』
- ついての一考察」(『朝鮮学報』二〇三、二〇〇七年)。井上直樹「集安出土文字資料からみた高句麗の支配体制に

 $\widehat{25}$

四〇

- ア』岩波書店、一九八九年)。
 (26) 武田幸男「牟頭婁一族と高句麗王権」(『高句麗史と東アジ
- (28) 坂元義種「五世紀の〈百済大王〉とその王・侯」(『古代東明『白村江』(教育社、一九八一年)も参照。
- (2) 以上の百済の特徴については、河内註(2)論文を参照。済内朝制度試論」(『学習院史学』四一、二〇〇三年)など。アジアの日本と朝鮮』吉川弘文館、一九七八年)、李文基「百
- 会、二〇〇八年)。(『天皇・天皇制をよむ』東京大学出版(30) 拙稿「天皇と名字」(『天皇・天皇制をよむ』東京大学出版
- (31) 河内註 (23) 論文。
- 藤謙吉『秦氏とその民』(白水社、一九九九年)など。二一世紀COEプログラム報告集』一七、二○○七年)、加岩波書店、一九六五年)、『葛城の王都』(『奈良女子大学衆)、非上光貞「帝紀からみた葛城氏」(『日本古代国家の研究』)
- 二〇〇五年)、北郷泰道『古代日向・神話と歴史の間』(鉱(33) 門脇 禎二 他編『古代 を考える 吉備』(吉川 弘文館、

- 脈社、二〇〇七年)など。
- 社会』吉川弘文館、二〇一〇年)など。備と周辺諸国の渡来人」(『発掘文字が語る古代王権と列島的展開と東アジア』山川出版社、一九九七年)、狩野久「吉(34) 亀田修一「考古学から見た吉備の渡来人」(『朝鮮社会の史
- 与川公文官、一九九二年)。 長山泰孝「前期大和王権の支配体制」(『古代国家と王権』

35

- 吉川弘文館、一九九二年)。
- (36) 『日本書紀』上(岩波書店、一九六七年)六三八頁補注。
- 一九八六年)。 | 吉村武彦「仕奉と貢納」(『日本の社会史』四、岩波書店
- 『日本古代国家の形成』(吉川弘文館、二○○七年)。(3) 小林敏男『日本古代国家形成史考』(校倉書房、二○○六年)、
- (40) 註 (21) 拙稿。
- と展開一(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年)。(41) 鎌田元一「「部」についての基本的考察」、「部民制の構造
- 経て、六世紀に尾張系氏族の石作氏を配置して、王権によ(2)中林註(2)論文は、『播磨西部に分布する山直・山部姓者の子孫馬飼造人上の印南野臣賜姓などから、吉備勢力の播の子孫馬飼造人上の印南野臣賜姓などから、吉備勢力の播の子孫馬飼造人上の印南野臣賜姓などから、吉備勢力の播の子孫馬飼造人上の印南野臣賜姓などから、吉備勢力の播路、『播磨国風土記』印南郡小嶋条に吉と展開』(『律令公民制の研究』塙書房、二〇〇一年)。

磨の位置づけ・王権の勢力浸透のあり方については、 る播磨産の石材確保が実現するとされており、こうした播 「風土記と渡来人」(『季刊考古学』六○、一九九七年)も参照

- 43 吉村武彦『ヤマト王権』(岩波書店、二〇一〇年)。
- 44 坂元義種「古代東アジアの日本と朝鮮」(註(28)書)。
- 45 上表文の内容にも対高句麗戦の構想が述べられている。 『倭の五王』(山川出版社、二〇一〇年)を参照 拙
- 46 川弘文館、一九七六年)など。 一六四、一九六四年)、 前之園亮一 『研究史 古代の姓』 (吉 前川明久「大化前代の宿禰(足尼)について」(『歴史評論』

53

- $\widehat{47}$ 王とその時代」(『日本古代の政治と社会』吉川弘文館 佐伯有清「日本古代の別(和気)とその実態」、「倭の五 一九七〇年)。
- 48 直木孝次郎「応神天皇の実在性をめぐって」(『飛鳥奈良時 代の研究』塙書房、一九七五年)。
- 49 岸俊男「画期としての雄略朝」(註(9)書)。
- 50 成立と庚午年籍」(『日本古代国家と律令制』吉川弘文館、 史論集』上巻、吉川弘文館、一九七二年)、武光誠 加藤晃「我が国における姓の成立について」(『続日本古代 九八四年)など。 姓の
- 51 造・県主関係史料集』(近藤出版社、一九八二年)その他 房、一九八六年)の表を基礎に、佐伯有清・高嶋弘志編『国 八木充「国造制の構造」(『日本古代政治組織の研究』 塙書

の知見を加味して、作成した。

<u>52</u>

- 平川南「百済の都出土の「連公」木簡」(『国立歴史民俗博 年度 (奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇二年)、『難 波宮跡北西の発掘調査』(大阪府文化財調査センター) 奈良県立橿原考古学研究所編「飛鳥池苑池遺構調査概報 代日本の対外認識と通交』吉川弘文館、一九九八年)を参照 ては、拙稿「古代難波における外交儀礼とその変遷」(『古 塙書房、二○一○年)など。なお、吉士集団と外交に関し 代人名表記の「連公」をめぐって」(『日本古代の王権と社会 尓波連公」木簡」(『木簡研究』三二、二○一○年)、竹本晃「古 物館研究報告』一五三、二〇〇九年)、「百済の都出土の「那 1000年)。 (学生社、二〇〇二年)、『奈良県遺跡調査概報』二〇〇一
- 54 の項 の関係を示すものと理解しておきたい。 弟王=継体と斯麻=百済の武寧王(在位五○一~五二三年) 年代からも五〇三年説が妥当と考える。内容は即位前の男 (吉川弘文館、二〇〇七年) 「隅田八幡神社・人物画像鏡 「癸未年」は四四三年とする説もあるが、『歴史考古学辞典, (寺西貞弘氏執筆)が指摘するように、鏡の考古学的
- 55 山尾幸久「朝鮮三国の軍区組織」(『古代朝鮮と日本』龍渓 書舎、一九七四年)。
- 56 西嶋定生『日本歴史の国際環境』(東京大学出版会) 九八五年)。

几

- 会、一九九○年)。(57) 狩野久「部民制」(『日本古代の国家と都城』東京大学出版
- ○五年)。
- (6) 註 (5) c拙稿
- (61) 東野治之「法隆寺金堂四天王の光背銘」(註(7)書)は、(61)東野治之「法隆寺金堂四天王の光背銘」(註(7)書)は、カバネの思想と姓の制度」(『大化改新の基礎的研究』吉川弘文館、一九九〇年)が唱えるカバネ制の成立を七世紀とする見解に対して、「百済本紀」に依拠する欽明紀の鳥胡跛る見解に対して、「百済本紀」に依拠する欽明紀の鳥胡跛る見解に対して、「百済本紀」に依拠する欽明紀の鳥胡跛る見解に対して、「百済本紀」に依拠する欽明紀の鳥胡跛るといる。

62

註(3)拙稿。杖刀人某の子孫が武蔵国造につながってい

- て報告しており、その準備原稿をまとめたものである。において、「五世紀の銘文刀剣と倭王権の支配体制」としウム「倭王は何を学んだか─東アジア世界と倭の変容─」(付記)本稿の要旨は二○一一年一二月一○日九州史学会シンポジ